

事務処理安定化支援事業実施要領

第1 趣旨及び目的

この要領は、京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要綱第2条第17号に定める事務処理安定化支援事業の実施について、必要な事項を定める。

本事業は、障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

第2 補助対象

(1) 本事業は、次のいずれかに該当する施設等であって、(2)に定める基準以上に事務職員を配置している施設を対象とする。

ただし、地方公共団体が設置した施設（地方自治法による指定管理者制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。）、国の所管に属する独立行政法人国立病院機構の設置する施設、児童福祉法第7条第6号に規定する指定医療機関は含まない。

ア 障害福祉サービス事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所及び短期入所事業所は除く。）

イ 障害者支援施設

ウ 特定旧法指定施設

エ 障害児施設

(2) 事務職員の配置基準

ア 定員60人以下の場合：事務職員を常勤換算で2人

イ 定員61人以上80人以下の場合：事務職員を常勤換算で3人

ウ 定員81人以上の場合：事務職員を常勤換算で4人

(3) 前号に定める事務職員の配置基準は、各年度の4月から第5(1)に定める届出等の期日の属する月までのいずれかの月の職員配置により判断することとする。

第3 補助金の額

補助金の額は、当該施設における7月中の実利用者数に応じて利用者1人あたり次表の単価とする。ただし、上記の実利用者数が当該施設の定員を超える場合は、次表の定員を7月中の実利用者数と読み替えることとする。

定員	単価
60人以下	20,000円
61人以上80人以下	15,000円
81人以上	10,000円

第4 実施主体

本事業は、3の補助対象施設等を利用する者の支給決定又は措置を行った市町村（障害児施設は府又は京都市）（以下、「支給決定市町村等」という。）が実施する。

第5 事業者の届出等

- (1) 補助を受けようとする施設等を運営する事業者は、別に京都府知事（以下「知事」という。）が定める期日までに、別紙様式第1号により知事に届出を行う。
- (2) 知事は届出の内容を審査し、適当と認めた場合には、各市町村等へ情報提供する。
- (3) (1)の届出を行った事業者は、支給決定市町村等の定める手順により、支給決定市町村等に対して補助金の交付に係る手続き等を行う。

第6 交付申請

本事業の交付申請は、別に定める様式等に別紙様式第2号を添えて、知事が別に指定する期日までに、市町村長から知事に提出することにより行う。

また、府が援護の実施者である障害児施設にあつては、別に定める様式等を、知事が別に指定する期日までに、障害児施設を運営する法人から知事に提出することにより行う。

第7 実績報告

本事業の実績報告は、別に定める様式等に別紙様式第3号を添えて、事業年度終了後20日以内に、市町村長から知事に提出することにより行う。

また、京都府が援護の実施者である障害児施設にあつては、別に定める様式等を、事業年度終了後20日以内に、障害児施設を運営する法人から知事に提出することにより行う。

第8 補助金の交付

補助金の額の確定後、市町村又は府が援護の実施者である障害児施設に対し、当該補助金を交付する。

第9 その他

- (1) 原則として、平成21年度中における1施設につき1回限りの補助とするが、平成21年8月以降に新規に事業を開始する施設等については、平成22年度以降の補助とする。
- (2) この要領に定めるほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年11月30日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。